

現場代理人および主任技術者等の育児休業等に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福井県工事請負契約約款（平成8年福井県告示第436号。以下「約款」という。）第10条に規定する現場代理人および主任技術者等（「建設業法」（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者および同条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）が、出産または育児にかかる休暇（「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）第5条に規定する育児休業、同法第9条の2に規定する出生時育児休業、所属会社の就業規則に規定される配偶者出産休暇、その他出産または育児に伴う休暇であり、知事が認めるものをいう。以下同じ。）を取得する場合の取扱いについて定める。

(現場代理人の取扱い)

第2条 受注者は、現場代理人が連続して14日以内（現場閉所日を含む。）の出産または育児にかかる休暇を取得する場合、同一工事において1人につき1回に限り、約款第10条第1項に規定する変更通知を行うことなく、代理を配置することができる。

- 2 出産または育児にかかる休暇を取得した現場代理人は、休暇取得後、当該現場の現場代理人に復帰しなければならない。
- 3 代理は、工事現場に常駐し、その運営および取締りを行う。ただし、約款第10条第2項に規定するその他の権限は行使できない。なお、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 4 受注者は、第1項により代理を配置しようとするときは、原則として代理を配置する日の5日前（県の休日を除く。）までに発注者にその旨を届け出るものとする（様式1）。
- 5 発注者は、受注者より前項の届け出があった場合には、以下の手順により代理の適正配置の可否等を確認し、その結果を受注者に通知する（様式2）。
 - (1) 所属会社が発行する証明書等により、現場代理人が取得する出産または育児にかかる休暇の期間を確認する。
 - (2) 代理が営業所技術者等または経營業務管理責任者になっていないかを確認する。
 - (3) コリンズにより、代理に手持ち工事が無い状態であることを確認する。
 - (4) 住民税特別徴収税額通知書の写し、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し、または所属会社の雇用証明書の写し等により、第4項の届け出があった日以前に代理が所属会社と雇用関係を有していること

を確認する。

- 6 代理は、職務を適正に行うため、現場代理人と常時連絡を取れる体制を確保しなければならない。

(主任技術者等の取扱い)

第3条 受注者は、主任技術者等が連続して14日以内（現場閉所日を含む。）の出産または育児にかかる休暇を取得する場合、同一工事において1人につき1回に限り、配置予定技術者確認要領第7（2）に規定する変更届出書を提出することなく、他の主任技術者等になり得る資格を持つ者を代理として配置することができる。ただし、主任技術者等が現地での対応が必要な場合は除く。

- 2 出産または育児にかかる休暇を取得した主任技術者等は、休暇取得後、当該現場の主任技術者等に復帰しなければならない。
- 3 受注者は、第1項により代理を配置しようとするときは、原則として代理を配置する日の5日前（県の休日を除く。）までに発注者にその旨を届け出るものとする（様式1）。
- 4 発注者は、受注者より前項の届け出があった場合には、以下の手順により代理の適正配置の可否等を確認し、その結果を受注者に通知する（様式2）。
 - (1) 所属会社が発行する証明書等により、主任技術者等が取得する出産または育児にかかる休暇の期間を確認する。
 - (2) 代理が営業所技術者等または経營業務管理責任者になっていないかを確認する。
 - (3) コリンズにより、代理に手持ち工事が無い状態であることを確認する。
 - (4) 住民税特別徴収税額通知書の写し、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し、または所属会社の雇用証明書の写し等により、第3項の届け出があった日以前に代理が所属会社と3か月以上の雇用関係を有していることを確認する。
 - (5) 資格の合格証等により、代理が主任技術者等として必要な資格を持っていることを確認する。
 - (6) 主任技術者等の専任を必要とする工事の場合は、監理技術者資格者証（裏面で講習受講の有無を確認できない場合は、これに加えて監理技術者講習修了証）により、過去5年以内に監理技術者講習を受講していることを確認する。
 - (7) 代理を配置する期間が、主任技術者等が現地での対応が必要な期間でないかを確認する。
- 5 代理は、職務を適正に行うため、主任技術者等と常時連絡を取れる体制を

確保しなければならない。

(兼務の取扱い)

第4条 同一工事においては、現場代理人およびその代理と、主任技術者等およびその代理は、これを兼ねることができる。

(監理技術者補佐の取扱い)

第5条 第3条および第4条の規定は、監理技術者補佐（建設業法第26条第3項第2号に規定する者をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、第3条および第4条中「主任技術者等」とあるのは「監理技術者補佐」と読み替える。

(専門技術者の取扱い)

第6条 第3条および第4条の規定は、専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、第3条および第4条中「主任技術者等」とあるのは「専門技術者」と読み替える。

(その他)

第7条 本要領に定めのない事項は、法令および約款に反しない範囲で、発注者と受注者が協議のうえ定める。

附則

1 この要領は、令和8年4月1日から適用する。

【様式 1】

令和 年 月 日

(発注機関の長) 様

住 所
商号及び名称
代表者氏名

出産または育児にかかる休暇の取得に伴う代理配置届出書

下記の工事について、技術者の出産または育児にかかる休暇の取得に伴い、代理の配置を希望するので届け出ます。なお、この届出書に記載した内容は事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工事名

2 出産または育児にかかる休暇を取得する技術者

(1) 技術者の種類

現場代理人 主任技術者 監理技術者 監理技術者補佐 専門技術者

(2) 氏名

(3) 出産または育児にかかる休暇を取得する期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (日間)

3 代理

氏名

(添付書類)

- ① 出産または育児にかかる休暇の期間が確認できる書類 (会社発行の証明書等)
- ② 代理の資格が確認できる書類 (資格者証、合格証等) の写し
- ③ 代理と自社との雇用関係 (主任技術者等の場合は3か月以上) が確認できる書類 (資格者証、住民税特別徴収税額通知書等) の写し

【様式 2】

文 書 番 号
令和 年 月 日

(建設業者) 様

(発注機関の長)

代理配置承認（非承認）通知書

令和 年 月 日に貴殿（社）から届出のあった下記工事の代理の配置については、
これを承認する（承認しない）。

記

(工事名)